

長年にわたり、気象学では「土砂崩れ」という語句は使用せず、土砂災害（山崩れ、がけ崩れ、土石流等）と言うように指導してきました。

これは数々の気象学の書籍にも書いてあり、気象予報士試験でも過去に、土砂崩れでは不正解という問題もあったためです。

現在の気象庁 HP にも使用を控える語句として提示されています。

今回の法改正ではそのあたりを考慮されているのでしょうか？
もしかしたら気象学や気象の表現をよく知らない方が立法されているのではないかと思い、心配になりました。

以上よろしく申し上げます。

※注 個人を特定できる情報が含まれているため提出意見の一部を除いている。